

# 子どもを守り育てるための体制づくりのための有識者会議

## 「最終まとめ」(素案)

～子どもたちが育つてゆくための“大人の責任”を果たしていますか？～

### まえがき

急激な情報化をはじめとする様々な社会変化の影響を受け、子どもたちも変化してきている。インターネットや携帯電話の普及により、“いじめ”の様態も変わってきているし、地域や親の教育力の低下も懸念されている。このような社会の変化を受けて、子どもが一人の大人へと成長していくための環境について見直しが求められ、学校や保護者、地域のあり方など「子どもを守り育てる」新たな仕組みの構築を検討する必要性が生じてきている。

私たち大人には“果たすべき責任”がある。それは、次世代を担う人材の育成である。そのために重要な役割を期待されている「教育」について再考するために、たえず原点である「教育は誰のため、何のためのものか?」「子どもが育つ上での最善の利益とは何か?」という問いに立ち返り、大人自身のあり方を問い直しながら提言をまとめることにする。

この提言は、1. 大人社会の自戒を込めての振り返り(子どもを取り巻く社会状況の共通理解)、2. いじめに上手につき合える学校創り、3. 問題事案が発生した場合の対応、4. 家庭や地域や社会の役割、の順に構成されている。

### 1. 大人社会の自省自戒をこめて振り返ってみましょう

大人である私たちの責任を考えるために、まず自らを振り返り謙虚に自省自戒してみよう。

#### (1) 子どもたちに誇れる生き方をしているか?

子どもたちにとって、大人は範となる存在として映っているだろうか?特に、思春期は「自分づくりの時期」であり、将来展望を模索して揺れ動く時期である。身近に「あの人みたいになりたい!」と憧れを持って見ることのできる大人が存在することは、道しるべとなり励みとなり安心となる。

では、どの様な大人が範となりうる成熟した大人と言えるだろうか?少なくとも、子どもたちにとっては、自分たちが困ったときに助けてくれたり、道を誤りそうな時に正してくれたりする存在は心強い存在である。また、完璧ではなくても、自らの非を素直に認められたり、失敗をうやむやにしないで責任を取ったり、挽回策を建設的に考えられたりする大人も信頼に値すると感じられるだろう。

遠くに仰ぎ見る憧れのヒーローでなくても、身近にいていつも関心を持って見

守ってくれる穏やかで温かな存在は心の拠り所となる。かつて子どもだった私たち大人は、自分が子どもだった頃を思い出して、自らを律し、自らの生き方を見つめ直す必要があるのではないか？

## (2) 家庭で、地域で、社会全体で子どもに大切なことを教えているか？

子どもが最初に出会う社会は家庭である。その家庭を取り巻くのは地域社会であり、地域社会が集まっていわゆる社会を形作っている。子どもたちは、最初に出会う家庭での人間関係をはじめとして、様々な社会生活の知恵や術を学んで成長する。私たち大人は子どもたちに“生きる知恵と術”をきちんと教えているだろうか？

例えば、①身体的側面として重要な、“早寝・早起き・朝ごはん”に代表される基本的な生活習慣や自らの意志で身体を操れる(制御できる)基礎的運動能力、健康を維持していくための基礎体力、危険から身を守る方法など、②心理的側面としては、様々な感情の湧き起こってくる状況の理解と適切な言語化、他者理解や共感性、葛藤状況の理解とその対処方法など、③社会的側面としては、お互いを尊重しあう関係の持ち方や意見が異なった時の対処方法など、**安全で安心な心地良い社会生活を営む上で最低限守るべきルールやマナー**について(その理由も含めて)伝える必要があるのではないか。(それらは、規範意識、道徳観、美学、品格、プライド、徳といった言葉で表現されるものである。)

## (3) 子どもの話に耳を傾けていますか？

子どもたちが毎日の生活の中で感じたり考えたりする事、それは楽しいことや嬉しいことばかりではない。嫌なことや悲しいこと腹が立ったことなど不快な出来事もあるし、“いじめ”や“暴力”などの緊迫した(切迫)問題もある。それら子どもたちの話に、私たち大人は耳を傾けているだろうか？子どもたちは、関心を向けて欲しいと願っているが大人の忙しそうなお様子や不機嫌な様子を見て「話してはいけない」「話さない方が良い」と思ってしまう。あるいは、どこに話せば自分の思いが受けとめてもらえるのかわからないまま抱えている子どももいる。子どもの話に耳を傾け、子どもの考えを肯定的に受けとめることは、子ども自身が「愛されていること」や「自身の存在の重要性」を確かめることにもなる。

私たち大人は、子どもたちに「話して良いんだよ」と保障してあげる？やる？必要がある。話すことで問題や気持ちが整理されたり、解決のための方法が見出せたりする。誰かに話すことは、賢くて勇気のある決断なのだと伝えてあげたい？やりたい？そして、子どもの話を受けた大人は子どもの信頼を裏切らないよう話し手の尊厳と安全(不用意な介入で状況を悪化させ返って窮地に立たせることもある)を守る決意を持ち、そのための知恵と術を学んでおく事が必要である。話

すことのできる場合は、家庭や学校だけでなく、地域の中や地域外の専門機関も含めて多くの選択肢が用意されている必要がある。なぜなら、子どもたちはプライドを持っているし、自律と自立をめぐる葛藤状況にある思春期の子どもたちは、家庭で自分の困った事を話すことには抵抗を示すからである。ゆえに、いつでも、誰でも、どんなことでも話せる場所の確保が求められる。

(4) **様々な報道の意味について話し合い、事実が正しく伝わっているかどうかを確かめたり、人としていかに生きるべきかについて話し合っていますか？**

“いじめ”や“自殺”“暴力”など、ありえない出来事やあってはならない出来事はマスコミによって報道されることになるが、その情報が子どもたちにどの様に受けとめられ、どんな影響を与えているか、私たち大人はきちんと把握しているだろうか？これらの報道については、報道機関自らが自主的ガイドラインを作成するなどの対策が取られることが求められるが、身近な大人として私たちは報道内容を媒介に「事実の確かめ方やとらえ方」「人としての生き方」などについて語り合っているだろうか？私たちは、社会の様々な現象を子どもたちにどういうタイミング、どういう言葉で伝え、子どもたちが社会を理解し、受け入れ、身の処し方を学ぶ助けとするか、たえず考えておく必要があるのではないか？

これら自省と自戒の上に立って、現在、最も重要な課題を認識されている“いじめ”及び“自殺”の問題に対して学校がとるべき対処法について検討する。

2. **“いじめ”を深刻化させない、“いじめ”を成長の契機にさえできる学校を創るための方策を考えてみましょう**

まず、“いじめ”についての基本認識を共有する所から始めよう。

- ① “いじめ・いじめられ”で子どもは成長するというのは必ずしも正しくない。？誤った認識である？
- ② いじめられる子どもは弱い子ども、あるいは何らかの問題を持った子どもであるという認識は誤っている。
- ③ いじめは教室や学校を舞台にした劇場性を持っているものから、インターネットや携帯サイトでの表面化しにくい陰湿なものまで存在する。
- ④ 明るさ・楽しさを装ったいじめがある。
- ⑤ いじめは決して許されない。
- ⑥ いじめの加害者は、別の場所では被害者であることが良くある。？
- ⑦ いじめ防止には身体を通した体験学習が重要である。

(兵庫教育大学発達心理臨床センター 富永良喜氏の資料参照)

ところで、私たちが当たり前のように使っている“いじめ”という言葉について再考してみる必要はないだろうか？一言で“いじめ”と言っても、一過的な“からかい”や“意地悪”（軽く受け流せるようなものから、たとえ一瞬のことであっても思わず身を硬くするような悪意に満ちたものまで）から、執拗に繰り返される明らかに人権侵害や犯罪行為であるもの（暴力や恐喝、脅迫など）まで幅がある。このように、幅の広い現象をさすものを一つの言葉でまとめることは言葉の正確さの点から考えて好ましいとは言えない。問題の本質を正しく認識するためには、この点を再考するところから始める必要がある。

そこで、“いじめ”という言葉の持つ意味やそれへの態度、その発生機序と対応の基本について共通理解を図りたい。

- ① “いじめ”と言われるものには、からかいやジョークの範疇に入るのではと思われるものから暴力や脅迫、インターネットや携帯サイト上での名誉毀損やプライバシーの侵害など明らかに人権侵害や犯罪行為と認定されるものまで幅が広い。これらを一括して“いじめ”と呼ぶのではなく、「からかい」「ハラスメント」「暴力行為」「恐喝」「人権侵害」などと弁別して認識し、対応を検討する必要がある。
- ② ①にあるようなレベルのどれであっても、受け手が“いじめ”と受けとめた時には“いじめ”として認識することが適切な態度である。ただし、受け手の状態がどのようなものであるかを客観的に把握する事は必要であり、背景にあるものによって対応を検討する必要がある。(何らかの事情、たとえば医学的・神経学的な原因がある場合や個人的な出来事の影響で感受性が過度に高まっている可能性、言葉や振る舞いを受けとめるに際してその判断基準が神経学的、文化的、経験的に異なる場合などを想定)
- ③ 明らかな人権侵害や犯罪行為は、警察や児童相談所、少年センターなどの外部専門機関と協働して、その認識を加害側に持たせるように働きかけるべきである。学校内で、あるいは家庭内で抱え込むべきでない事例は専門機関にその対応をゆだねたり、専門機関の指導を受けたりしながら対応することが重要である。ただし、外部専門機関にゆだねる事が本人にとって好ましいと判断した根拠が明確に、適切に加害側に伝わらなければ関係性の悪化を招くので“インフォームド・コンセント”には充分配慮すべきである。
- ④ 明らかな人権侵害や犯罪として実証できないレベルの嫌がらせや攻撃に関しては、ケースバイケースでの対応が必要である。(この段階のものをこれまでの意味での“いじめ”と呼ぶのが適切?やはり、特定不能の嫌がらせ、とか、特定不能の手段による嫌がらせなどの表現の方が好ましい?)特に加害者が特定できない場合には、慎重に事を運ばなければ予想外のマイナスの結果となることも

ありうる。ゆえに、対応に関して相談できる専門家チームの存在が求められる。

次に、いじめの**発生機序について共通認識**を持ちたい。

- ① 個人内に、他者を“いじめたい気持ち”が生じる背景としては、広義の虐待（abuse）やストレスに満ちた不快な状況をもたらす自尊感情の低下や承認欲求の不充足、劣等感などにつながる不安、不満、不信、怒り、悲しみ、ねたみ、憎しみ、恨みなどの否定的な感情が存在する場合（心の傷つき）が考えられる。こうした不安定な心を安定させようと攻撃的になったり、他者を貶めて自分を優位に立たせることで代理満足を得ようとするなどの自己防衛反応が生じ、本来向かうべき対象にその感情が向かわず自分よりも弱いもの、出しやすいものに向かって表出される事になる。これが、いわゆる“いじめ”と言われる状況である。これらの不安定さが解消できたり、八つ当たりの自己防衛反応を生じさせることが、返って自らの尊厳を損なっていることに気づくことができれば“いじめ”ではない自己表現方法を見いだせるであろう。

※図を入れる？

図1；心の仕組み、図2；欲求階層（マズロー）、図3；防衛メカニズム

- ② 集団内に“いじめ”が生じる背景として、所属グループ内での居場所確保の問題がある。子どもにとっては自分の所属できるグループの有無やそのグループ内での居場所をどう確保するかが重要なテーマである。（所属欲求、承認欲求）グループメンバーの誰かに、不安や不満、不信などの否定的感情が生じ、自分より弱いもの、出しやすいものに対してその感情をぶつけ始めた時、同調性の原理（仲間の圧力、排除を恐れる心理）によって追随するメンバーが現れる。そのメンバー数が多くなればなるほど、グループ内での自浄作用は望めなくなる。多勢に無勢になるとそれらの行為に対してどう感じ、どう考え、どう行動する事が、人として適切な一般常識的なものなのかかわからなくなるのである。あるいは、自分の感情や感覚に沿って行動することで自分も標的になるのではないかと恐れると自分の感情や感覚を抑えて多勢に従おうとする心性（同調性の原理）が生じる。また、他にも自分の感情をうまく処理できない不快な状態にある子どもがいた場合、その子どもがいじめの加害者をはやしたて、加害者と同一化したり、代理満足したりすることでストレス解消をするという場合もあり、行為がエスカレートして止められなくなることもある。

※図を入れる？ 参考として…。 図1；本田さんの図

上記の心の働き（欲求階層の考え方、防衛のメカニズム、無意識の存在など心の仕組み）や発達課題と危機、家族内力動などを含む集団力動の考え方などを理解した上で、個別のケースがどのような状況にあるかを検討し、対応を考える必要がある。

第3に、いじめの発生機序から考えた**対処方法の基本認識**を共有しておこう。

- ① 個人内の機序を理解し、引き鉄を弾いているものを排除したり、いじめという方法でなく解消する方法を本人が見出せるよう支援する。

例) ストレスマネジメント、尊厳の回復（肯定的な言葉がけや達成感を持たせられるような活動を促すことで自信を持たせるような指導）、自己理解を進め自身の課題に直面化できるような働きかけ、その問題をクリアしていくための寄り添い、ダメなことはダメという毅然とした態度…など。

- ② 個人の場合と同様に、集団内の発生機序を理解し、その引き鉄となっているものに働きかけ、他の方法での発散に切り替えさせる。また、発生を予防するために、日常生活における子どもたちのコミュニケーションスキルの向上やストレスマネジメントなどの体験学習に学校全体で取り組み、“いじめ”行為のブレーキ役割を担えるグループメンバーの育成を行う。

①、②で認識したように、被害者も加害者も傍観者も何らかの意味で傷ついているという認識を持ち、機が熟するのを待ってその傷つきや問題に直面化し、課題に取り組めるような支援が必要である。その際、長期間待てない場合も多いので、その場合にはいかに機を熟させるかの対応も検討する。

- ③ 対処にあたる教員自身の態度は、毅然として、公平かつ公正、一貫性を持った安定的な態度である事が望まれる。つまり、教員の“大人としての成熟度”が重要なポイントとなる。

最後に、“いじめ”が最悪の結果である“自殺”に至るのは何故かについての理解を共有しておこう。高橋祥友氏の「青少年の自殺予防マニュアル」（金剛出版1999）によれば、「自殺の危険因子」として、以下の点があげられている。(p110-p116)

- 1) 自殺未遂歴がある
- 2) 精神疾患に罹患している
- 3) 周囲からのサポートが得られない状況である
- 4) 性別による危険度（自殺未遂者は、男性よりも女性に多く、既遂者は女性よりも男性に多い）

- 5) 喪失体験が近い時期にあった場合、あるいは長期間にわたって喪失体験を繰り返している場合など
- 6) 事故傾性（無意識に自分を危険な状態に陥れようとする心性が存在する場合、あえて危険な場所に行くとか事故に遭いやすいなどの傾向がある場合など）
- 7) 独特の性格特徴（特に、完全主義で二者択一的な考えの持ち主など）
- 8) 他者の死の影響（家族や身内の死、特に事故死や自殺などのような予期せぬ死の場合、他人であっても身近で誰かが自殺した体験のある場合）
- 9) 児童虐待（幼児期に精神的、肉体的、性的虐待を受けた体験のある人は自尊心が十分に発達しきれない事があり、その場合、問題を抱えると抑鬱的、自己破壊的になりやすい）
- 10) その他（成長の過程で当然受けなければならない愛情あふれる養育を得られなかった出来事がある場合）

このようなある種の脆弱さを持っている子どもが“いじめ”の対象となり、「自分には死の他に方法がない（希望が見出せず、助けもない）」と思い込んだ場合には、最悪の結果を招く可能性が高まるのである。

早期にそれらのサインに気づき、子どもの思い込みが緩んで、広い視野に立った柔軟な発想ができるようになれば最悪の結果は回避できる。

不幸にも最悪の結果が予見されそうな事態になった時の対応についても理解を共有しておこう。同じく高橋祥友氏の著書（p34-p35）に、「自殺の危険の高い青少年にどう対応するか」という記述がある。以下、引用する。

ある生徒がはっきりと「自殺する」と言ったり、間接的に自殺をほのめかしたり、あるいは他の様子から自殺の危険を疑ったような場合には、次の点に注意しながら対応すべきである。

- ・ 誠実な態度で接する。
- ・ 話をそらさない。
- ・ （最初から批判したり、激励したりしないで）一生懸命に耳を傾ける。
- ・ 絶望的な感情を理解するように努める。
- ・ 自殺の危険の程度を推定する。
- ・ 秘密のままにしておかない。
- ・ 必要があれば専門家に援助を求める。

以上の点を踏まえて、学校の体制作りについて検討しよう。

- (1) **管理職以下教員が共通認識を持ち、中・長期的な展望を持って教育活動に**

### 取り組んでいますか？

“いじめ”は、どこにでも起こりうる事を認識し、予防策を講じると共に、それでも尚発生した“いじめ”に上手につき合える学校を創るため、校長のリーダーシップの下、上記の共通認識を持ち、教員全員が一体となった対応が必要である。日頃から、生徒指導主任教諭等を中心としたチームによる児童生徒指導の基礎固めを行い、学級担任などが一人で抱え込まない校内体制をつくることが重要であり、養護教諭なども含めた複数体制でしっかりと子どもたちに接しながら、子どもたちの人間関係のあり方を学校全体として発達促進させ、改善していかなければならない。これら、人間関係の土壌を豊かにすることで“いじめ”のような問題事案が生じた場合でも“自殺”という最悪の結果を招かないような態勢となる。

### (2) 子どもたちが活動の主役になり、お互いに活かしあう人間関係づくりやコミュニケーションの工夫を重ねていますか？

日々の教育活動の中で、「自他の尊厳や多様性の実感」「コミュニケーション能力の育成」「客観的な自己認識と共感」「葛藤克服体験」「自己責任」「問題解決技法」などを身につけるようにする必要がある。また、これらの指導を行えるよう、教員の資質向上のための研修会やワークショップを開催したり、これらの活動が行いやすいクラス規模にしたり、細やかな対応を行うために担任の複数体制化や補助教員を導入するなどの工夫が必要である。(諸外国の例を参考に日本に合った形でいじめ防止プログラムや自殺防止プログラムの導入なども視野に継続的な検討を行う必要がある。)

### (3) **学校の中に専門的な相談のできる体制がありますか？**

全てを教員が担うのではなく、小学校では「子どもと親の相談員」、中学校では「スクールカウンセラー」などの専門家が必要に応じて、子どもからの相談に応じ、保護者や教職員へのコンサルテーションができるよう専門家としての役割をより一層果たしていくことが望まれる。その際、教師以外の専門家の導入がスムーズに行われるような配慮とそれら専門家の資質の向上と均質化、及びチームとしての機能がスムーズに発揮できるような対策が必要である。この点に関しては、関連諸機関や関連団体との協働が必要になってくるであろう。

### ※多様な専門家の役割の明確化や質の維持向上問題に触れる？

### (4) **子どもがいろいろな大人と接する場がありますか？**

子どもたちが、近所のおじさんやおばさんなど学校の教員や保護者以外の大人たちと接する場面が減ってきている。そのため、学校の中に新たに様々な大人と接し、居場所となるような場をつくっていくことで、子どもたちが安心できる場所を増やしたり、地域内に子どもたちの居場所を意識的に準備する必要がある。



その際、有機的に有益な協働が行えるようマネジメントやファシリテートを行う専門家やセミプロ的存在が必要である。いくら善意であっても事情のわからない人が入ることで返って混乱を招く場合もあるので配慮を要する。

(5) **学校は地域や警察など外部専門機関との連携を図っていますか？**

学校は、家庭や地域などの理解や協力を得た上で、子どもへの総合的な指導・支援体制の中核を担うコーディネーター的役割を果たすことが望まれる。問題事案が生じた場合だけでなく、日頃から家庭や地域、警察などの外部機関と連携した児童生徒指導を進め、小中学校の連携に基づいた予防的対応に関しても積極的に取り組む必要がある。ただし、個別の問題における“連携”のあり方については十分な検討を行い、ケースによって、どの機関が中心的役割を担うかの現実的判断が求められる。ケースの特徴によっては、必ずしも学校が中心である必要は無い。ケースによる連携のあり方の判断やアドバイスのできるディレクター、あるいは、コーディネーター、ケースマネージャー的な存在が (学校の内外に…) 必要である。

特に、インターネットや携帯サイト上での誹謗中傷など相手が特定できない場合は対応が非常に困難なので専門機関との連携がより一層重要になってくる。

(6) **学校と教育委員会、文部科学省はスムーズな協働・支援関係ができていますか？**

学校、教育委員会、文部科学省は、それぞれに固有の役割を有する。それぞれの役割を遂行する上で有効な情報（正確な実態）を共有し、スムーズな役割の遂行に活かすことが望まれる。もっとも子どもたちの実態を把握している学校が、迅速かつ適切な指導や問題事案への介入を行えるよう、各市町村教育委員会、各都道府県教育委員会や文部科学省は日頃から多様な資料や教材、研修会のノウハウや講師リストなどの収集及び実施結果の集約、それに基づく改訂版の作成などに努めることが望まれる。また、必要に応じて種々の支援ができるよう態勢（人的派遣や意識調査の実施に伴う支援、マスコミ対応など）を整えておく必要がある。

特に、各自治体教育委員会は、地域特性にあった協働態勢を構築できるよう実態把握に努め、必要に応じて文部科学省と協働することが望まれる。

次に2.のような態勢をとっていても生じる可能性のある問題事案への対応について検討する。

### 3. 問題事案が生じた際の対応と再発防止の体制づくり

#### (1) 学校は少しでも早くいじめを見つけ、対処していますか？

“いじめ”は、どこでも発生しうるものであり、たとえ様々な予防策を講じていても生じうるという前提に立ち、“対処の早い学校”が良い学校であるという認識を徹底する必要がある。そのためには、被害にあったり、被害を受けている人を見たりした時に、すぐにそのことを相談できる環境づくりが重要である。(カミングアウトしやすい環境整備) また、その勇気ある発信を受けて、迅速に対応策を講じるための専門的トレーニング(生じた出来事の内容や深刻さに応じて適切なプログラムを発動できるような)を全教職員が受ける機会を保障され、小さなサインを見逃さない感性の豊かさを絶えず磨いていく機会を得られることが望ましい。

#### (2) いじめられている子を徹底して守っていますか？

いじめの被害を受けている子どもを発見した時、あるいは当該の子どもから訴えがあった場合は、速やかにその子どもを守る手立てを講じる必要がある。できるだけ多くの大人の目をその子どもの近くに注ぐとか、緊急事態の際に逃げ込める場所を用意するとか、あるいは該当者がわからないように配慮して生徒の意識調査や実態調査を行うなどの工夫が求められる。また、訴えることができた勇気を称え適切な行動が取れたことの承認を与えることも重要である。当該の子どもの傷つきが大きい場合には、心的外傷後ストレス反応が生じないように予防的対応(不安や恐れ、怒りや悲しみなどの感情を本人が話したい時には十分に聞くとか、被害にあったのは自分が悪いからではないと保障するとか、出来事の振り返りや整理ができるように支援したりするなど)の実施や心的エネルギーの回復のために必要な支援(安心して休養が取れるような態勢創り、医療機関への紹介など)を行うことが求められる。このように、いじめられている子どもに周囲の大人が、あるいは仲間が自分をしっかり守ってくれるという安心感を与えられると、最悪の結果(自殺)は予防可能である。

#### (3) いじめている子には、家庭や地域、外部機関と連携して対応していますか？

“いじめ”の加害側の子どもやその保護者に対しては、問題となった事実をありのまま正確に伝え、加害の事実について共通認識を持つよう働きかける必要がある。万一、加害の事実を認めない場合には、外部専門機関も交えて事実認定や事実の受けとめ方に関する認識の差について充分話し合う必要がある。(そのためには複数の目や耳で確認した事実関係の記録が重要である)

加害者が特定できない場合や加害側が事実を認めるのに強い抵抗を示す場合には、学校だけで抱えこまず(学校は警察でも裁判所でもない)外部専門機関にゆだねることも検討すべきである。どのような場合に、どのようなタイミングで

外部専門機関にゆだねるかの判断も含めて諸機関と連携する必要がある。また、外部専門機関との連携が適切と判断した理由を加害側の生徒や保護者に明確かつ的確に説明して了解を得ることもその後の問題解決には重要な要素である。(インフォームド・コンセント)

加害を認めた子どもに対しても、あるいは、その他の生徒に対しても“ゼロ・トレランス”の姿勢で臨む事が望まれている。“ゼロ・トレランス”とは、一般社会の中では誤りとして責任を取るべきことは、学校内でもやはり誤りとしてその結果を引き受けさせるということであり、出校停止などの懲罰的な対応だけを意味するのではない。責任を引き受けるために、学校や被害側生徒と距離を置く必要があると判断された場合には、在籍学校に代わる学習の場を提供し、加害側生徒の学習権や被教育権を保障するものである。この点に関しては正しい理解が求められる。

#### (4) 周りで見ている子に対しても適切な指導が行われていますか？

集団内で“いじめ”が生じる際の力動（観客や傍観者の存在）から考えて、“いじめ”問題の解決のためには、被害者・加害者のみならず彼らを取り巻く観客や傍観者、いわゆる中間層の子どもたちへの働きかけが重要なポイントである。観客と呼ばれる子どもたちは、何らかのストレス状況に置かれており、その解消として集団内での“いじめ”をはやし立てるという行為に出ってしまうので、“いじめ”のエスカレートに繋がる。また、傍観者と呼ばれる子どもたちは、嫌だと感じて自らも標的になるのが怖くて黙っている場合や他者への関心があまり強くない場合など自らの感情とのつき合い方の面で何らかの助けが必要な場合がある。観客の子どもたちには、ストレスそのものに向き合う強さや適切な解消方法を学べるような支援を、傍観者の子どもたちには、同じような感じ方をしている人とのつながり方を学んだり、ありのままの感情を抑えることなく表出するスキルの獲得を助けたり、他者への関心を無理なく持てるように働きかけたりすることで、子どもたちの自我の自律性を促進でき、クラスや学校全体の力動を快適な状態に回復する事ができる。ただし、これらの働きかけを行うためには、的確な集団力動の見立てと適切な介入方法を身につけていないと、返って混乱を招いたり逆効果となる場合がある（実際に学級崩壊を誘発した事例がある）ので、十分な専門的トレーニングを受ける機会を保障したり、専門家チームの支援を受けたりすることが望まれる。

#### (5) 緊急の場合に教育委員会が学校を支援できる体制がありますか？

緊急に問題事案が生じた場合、通常の学校体制では対応が困難になる場合がある。そのような場合、指導主事などが応援に入り、教育委員会事務局が学校体制を支援する事が望まれる。例えば、当該問題がマスコミ報道され、問い合わせが

相次いだ場合などに窓口役を担うとか、校内の実態把握のためのアンケート調査を実施する場合に質問紙の作成やその処理などの作業を担うとか、外部専門機関との調整役を担うなど、教員が直接生徒と関われる時間とエネルギーを確保するための対応を検討しておく必要がある。

#### (6) 緊急の場合に専門家チームが学校を支援できる体制がありますか？

緊急の場合には、小児（児童）精神科医などの小児医療や精神医療の専門家や警察、少年センター、児童相談所などの外部の専門家がチームを組み、学校を支援することが必要になる場合もある。そのためには、日頃から顔の見える有機的なネットワークを構築しておく事が重要である。

また、地域に学校や教育委員会とは離れた第三者的立場のオンブズマン(パーソン)や子ども専門のソーシャルワーカーなど、子どもの権利を守る専門家の導入も検討に値する。子どもや保護者にとっては、相談窓口が増えることになり、学校にとっても連携できる専門機関が増えることになる。

ただし、複数の専門機関の連携は大変難しい場合もある。それぞれの専門機関や専門家がどのような専門性を持っており、どのような専門的なサービスをどの程度提供できるのかをお互いに良く知り合っておくことで、当該事例の特徴に合わせた望ましいチームアプローチが可能になる。

地域内に連携可能な専門機関が存在しない場合は、広域対応の可能な機関をリストアップしておくなどの工夫が必要である。

さて、以上、大人自身の自省・自戒の上で、子どもにとって最も大きな割合を占める学校のあり方について検討してきた。次に、子どもにとって最初の社会である家庭と学校とは異なる体験の場、育ちの場である地域について考えてみよう。

## 4. 家庭や地域の役割の重要性を認識しましょう

### (1) 子どもの教育には家庭が責任を持ち、地域全体で見守る体制がありますか？

国連子ども権利条約には、「親または場合によっては法定保護者は子どもの養育および発達に対する第一次的責任を有する」(第18条 第1項 親の第一次養育責任と国の援助)とあり、「子どもの最善の利益が親または法定保護者の基本的関心となる」と続く。勿論、そのための支援を国が行うべきであることも第2項に掲げてある。家庭は、子どもが生まれて初めて体験する社会であり、年齢が低ければ低いほど生活のほとんどの時間を家庭で親の保護を受けながら過ごすことから考えて、家庭がその養育機能を十分に発揮する事が強く求められていることは明らかである。 […日本の法的根拠は？](#)

とは言え、現在の各家庭の状況を考えると全ての家庭がそれぞれ単独でその責

務を果たすことは難しい。そこで、子どもは地域のもの(宝)、あるいは社会のもの(宝)という認識を持ち、地域が助け合って子どもを守り育てようとする機運を高める必要性が高まってきている。

家庭や地域が子どもの育ちの環境を保障するためには、それぞれが自分たちの子ども時代とは異なる現代の子どもや子ども社会の特徴を知り、彼らとの付き合い方についても学べるようなサロンの勉強会や懇談会などが準備される必要があるかも知れない。個々人の体験は、どうしても幅の狭い特異なものになるため、できるだけ幅広い、情報を共有するためには専門家を交えたこのような会が必要と考えられる。こうして、地域で子どもの安全を守りながら、子どもらしさを失わないで成長していけるような人的支援体制を整えたり、子ども一人ひとりや学校支援活動の中核を担うリーダー的存在の確保、あるいは地域ボランティアなどの人材育成も行う事ができれば子どもたちを見守ってくれる人の数や幅が増えることになり、安心である。

## (2) 外遊びの場など地域に子どもの居場所がありますか？

子どもが身体を使って遊びながら、体力や運動能力だけでなく、人間関係の基礎まで学ぶ機会となる自由な遊び空間（子どもが自らルールを作りながら遊びをつくっていく）や義務教育期間内でも必要性を感じた時に学習や運動、芸術的活動に参加できるような場所が地域内に用意されているだろうか？かつては、路地裏に代表されるようにそういった空間を人工的に用意しなくても自然発生的に確保されていた。しかし現在では、それらの場所は意識して用意しなくては保障できない事態となっている。子ども自らが運営を自主的に行うこれらの施設は、子どもの自律性を育む上で有用である。

## (3) 地域が学校を支援するための組織がありますか？

地域と学校との連携を考えた時、地域が学校を支援する組織を各学校に設置しうまく行った実践例がある。この学校支援組織が上手く活動していくためには、地域と学校をつなぎ、コーディネートする人材が重要である。

保護者や地域の大人たちが、子どもを育てる環境を保障するためには、学校内に地域支援組織を入れるだけでなく、地域の中にいくつかの好ましい居場所を確保する必要がある。子どもの特性にあった、居場所を見つけられるように、という配慮からである。

この場合、地域がどのような状況なのか大きな差があるので、一つの地域でうまく行った事が別の所でもうまく行くわけではない。地域特性を踏まえた大人のネットワークづくりを検討する必要がある。

子どもを守り育てていくためには、校長や教員、教育委員会関係者に限らず、家庭や地域に対する啓発活動を強化していく必要がある。大人のあるべき姿、課題に関しては、大人自身に突きつけられた課題として向き合う(直視、直面化)必要があることは自明であるが、それができない状況の大人もあるので、その背景を理解し、必要な支援が得られるように条件整備(福祉との協働など)を行う必要もある。それぞれの大人ができる範囲、できる場所、できる時間で、できる事をやる(応分の寄与)という当事者意識と地道な活動の積み重ねが重要であり、これを大人の意識改革の第一歩として、今後も**実証研究を進めながら、より現実的で適切な対応のできる大人を増やしていく**事が必要である。ただし、急激な改革は現場に混乱を招き、教職員に無力感を強く感じさせ、士気を低下させる可能性もある。無用の混乱や抵抗を生まないような工夫が必要である。

提言のポイント

## 1. 大人の責任の自覚→全ての大人の共通認識に

学校、保護者、教育委員会、文部科学省、その他専門機関（児童相談所、警察、医療機関など）全ての大人が“責任の自覚”を！

子ども権利条約に基づいた全人的な子ども観の共有

2. 学校だけでなく、家庭や地域、学校外の専門機関の協働によって子どもたちの育ちの環境を保障する。→それぞれに必要な学びの機会や話し合いの機会を設ける。(ネットワークをつなぐ)

3. 子どものコミュニケーションや葛藤解決、問題解決能力、ビジョンメイキングなど人生を成功(子どもの特性を活かした豊かで充実した人生を送る)に導くために必要な新しい対応策（新しいプログラムの導入も含む）を現場の混乱を最小限に、最短時間で、最大の効果を発揮できるように導入するための中長期的プランを検討する。

確認のポイント

1. いじめの発生機序と介入方法の共通認識…論拠の明示

2. 教職員の専門研修と専門家の支援の線引き（役割分担と協働のやり方）

3. 教員以外の専門家の規定（名称や内容、専門性の違いなど）

この2点は触れられなかった…。連携やネットワークを語る時、これは重要な点である。

4. 新しいプログラムの導入などの合意（中長期的展望ととりあえずの対応用の資料集の作成）